議会議案第１号

四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり、四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を定める。

令和８年１２月１日　提出

提出者　四條畷市議会議員
坂本　勇基
島　　弘一
吉田　涼子
藤本　美佐子

提案理由

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行に対応するため、条例の罰則規定を改正する必要があり、本案を提案した。

四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

四條畷市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第５４条中　「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「１年」を「２年」に、「５００，０００円」を「１，０００，０００円」に改める。

第５７条中「第２４条第１項の決定」を「開示決定」に改める。

附　則

この条例は、令和９年１月１７日から施行する。ただし、第５７条の改正規定は、公布の日から施行する。